



しっかりとした食事でフレイル予防  
**令和5年度分「月イチ食堂」食事券の交付について**  
 対象の方に毎月1回使える食事券を交付する事業です  
 ※変更点にご注意ください

問 福祉課 ☎65-0813

毎月1回使える食事券を利用して町内の飲食店で食事をすると500円の割引が受けられます。毎月1回、だから「月イチ」です。温泉の入浴に利用することもできます。

※毎年度実施予定

**【交付対象】**  
 ときがわ町にお住いの65歳以上の方や身体障害者手帳等を交付されている方が対象です。町に申請することで毎月1回使える食事券500円の券12枚綴り(6,000円分)が交付されます。

※年度途中で65歳の誕生日を迎えられる方は、誕生日から3月までの月数の枚数となります。

**【使える飲食店等】**  
 ときがわ町内にある、月イチ食堂登録店として登録された飲食店等で使うことができます。(令和5年1月現在29店舗でご利用できます。)  
 ※町内の全ての飲食店で使えるわけではありませんので、事前に役場福祉課または飲食店にご確認ください。

**【変更点】**  
 しっかりとした食事でフレイル予防をするというこの事業の目的と新型コロナウイルスワクチン接種率の向上により、**令和5年度からは店内での食事のみを対象(持ち帰りのお弁当は対象外)**とします。

**【申請方法】**  
 申請窓口にて備え付けの申請書に必要事項をご記入の上、申請してください。申請できるのは本人または同居の親族です。

**【申請受付開始日】**  
 3月6日(月)から

**【申請窓口】**  
 ・役場本庁舎 福祉課  
 ・役場第二庁舎 行政サービスコーナー

**【食事券の利用開始】**  
 4月1日(土)から

### 新型コロナウイルス感染症予防のポイント

- ①はす向かいや横並びに座る。
- ②マスクを外すのは食べ物や飲み物を口に運ぶ時だけにする。(マスク飲食)
- ③会話は食事が終わった後にする。(黙食)
- ④食事は可能な限り短時間にする。
- ⑥ひとりや少人数で食事をする。(個食)
- ⑦静かに食材の味を楽しみ、礼儀よく美味しく食べる。(静美食)
- ⑧入浴中や脱衣所での会話は控える。

手洗いや消毒をこまめにして、これらのことを徹底しましょう。

# 水道だより vol.14

～安心、安全な水道水の安定供給を目指して～

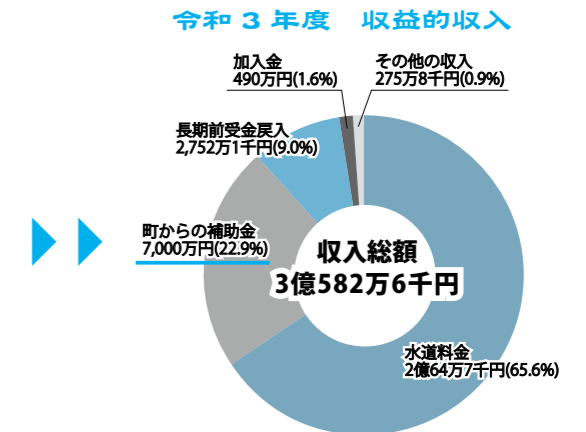
問 水道課 ☎65-1555

## 水道事業の収入について

水道事業は、皆さまの水道料金で大部分をまかっています。

### 高料金対策補助金

町では水道料金の値上げを抑制するため、平成22年以降、町一般会計から7千万円を繰り入れていきます。昨年10月の料金改定においても、値上げ幅を抑制するために高料金対策補助金7千万円は維持する形で水道審議会の答申がなされ、令和4年度以降も7千万円の補助金を受ける予定です。



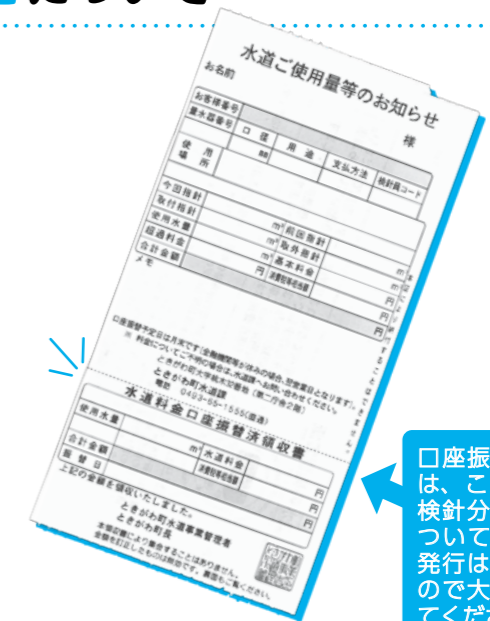
※物価高騰等に対する三本柱の事業の一つとして、令和5年4月請求分から1年間、水道料金の減免を行います。(詳しくは8ページをご覧ください。)

## 水道ご使用量等のお知らせについて

水道の検針は2か月に1回(奇数月が旧都幾川地区、偶数月が旧玉川地区)行っています。検針を行ったときには、検針員が「水道ご使用量等のお知らせ」を投函しています。水道を使用した量や請求金額等記載されていますのでご確認ください。

### 簡単な見方

- 使用水量(m) … 今回の料金計算の水量
- 基本料金(円) … 使用水量にかかわらずお支払いいただく料金
- 超過料金(円) … 基本料金の水量(2か月で10m)を超えた分についての料金
- 合計金額(円) … 今回お支払いいただく金額



口座振替の場合には、こちらに前回検針分の領収書がついています。再発行はできませんので大切に保管してください。

## 水道の手続き、忘れていませんか？

引っ越し等で住所等に変更があった際は、住所変更の届出とあわせて水道の手続きもお願いします。また、売買、死亡及び相続等により水道の所有者・使用者が変わる場合も手続きが必要です。

- ・転出するとき → 閉栓手続き
- ・転入するとき → 開栓手続きや所有者・使用者変更手続き
- ・長期間水道を使用しないとき → 閉栓手続き
- ・売買、死亡及び相続等で所有者・使用者が変わるとき → 所有者・使用者変更手続き

### 小規模多機能居宅 介護

泊り 急なお泊り可  
 訪問 訪問対応  
 通い 通い(デイサービス)あり

問い合わせ先  
 小規模多機能型居宅介護 さくら・さくら  
 ときがわ町大字玉川251  
 0493-65-3510  
 担当 中山まで

※月々の概算利用料金や介護の振り事などお気軽にご相談ください。

通い(デイサービス)・泊り・訪問介護、3つのサービスを提供します。しかも月々の料金は定額制(介護度により料金は変わります。食費等は別途。)  
 ◆利用条件は介護認定された方になります。

### 声の広報ときがわ

「声の広報ときがわ」は、「朗読ボランティアときがわ」の皆さんの協力を得て、音声で町広報紙を聴くことができます。町ホームページ、または下記の二次元コードからアクセスが可能です。広報を発行した日から10日前後に町ホームページで配信します。そのほかに、CDやテープでもお渡ししておりますので、お気軽にお問い合わせください。

問 総務課 自治人権担当 ☎65-0401